**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により８番　大宜見洋文議員、９番　石垣大志議員を指名します。

**日程第２．認定第１号　令和５年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第２．認定第１号　令和５年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。本案の説明方法については、まず、副町長から提案理由の説明を受けて、その後、添付されている令和５年度南風原町一般会計歳入歳出決算の概要について総務部長が説明いたします。次に、本日は翁長代表監査委員をお呼びしておりますので、代表監査委員より提出された令和５年度南風原町歳入歳出決算審査意見書及び令和５年度南風原町下水道事業会計決算審査意見書についての説明を求めたいと思います。その後、代表監査委員に対する質疑を行います。次に、詳細説明を決算調書資料を用いて各部長から行います。それでは、提出者から提案理由の説明及び決算の概要説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　おはようございます。認定第１号　令和５年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について　令和５年度南風原町一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第３項の規定により別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付します。概要と内容説明については、担当者が行います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは令和５年度一般会計歳入歳出決算の概要説明を行いますので、３ページをお願いいたします。

　本町の令和５年度一般会計の決算規模は、歳入総額180億9,517万2,000円、歳出総額174億2,560万7,000円で、前年度と比較して歳入で２億7,544万6,000円（1.5％）、歳出で8,567万6,000円（0.5％）の増となっています。決算収支は、形式収支が６億6,956万5,000円、これから翌年度へ繰り越すべき財源３億623万8,000円を控除した実質収支は３億6,332万7,000円となっており、この実質収支から前年度の実質収支２億5,016万8,000円を差し引いた単年度収支、１億1,315万9,000円に、財政調整基金積立金２億1,437万9,000円を加え、財政調整基金取崩額３億157万4,000円を控除した実質単年度収支は2,596万4,000円の黒字となっております。

　次に、歳入の決算概要について説明いたします。

　主な歳入項目における自主財源・依存財源別の増減率を前年度と比較した場合、自主財源は6,759万8,000円（１％）の増、依存財源は２億784万8,000円（1.9％）の増となっています。

　まず、自主財源の大部分を占める町税においては１億1,149万円（2.5％）の増となっています。税目別では町民税のうち個人町民税は納税義務者数は増加しているものの各種控除額の増加により課税額が減少したことなどにより212万8,000円の減、法人町民税は納税義務者数の増等により79万9,000円の増で、町民税全体では132万9,000円（0.1％）の減となっています。固定資産税は宅地面積や新築家屋の増等により１億352万4,000円（4.8％）の増、軽自動車税は新税率への移行等により515万4,000円（3.3％）の増、町たばこ税は消費本数の増等により414万1,000円（1.7％）の増となっています。

　その他の自主財源については、寄附金がふるさと寄附金の件数減により１億1,336万1,000円（20.8％）の減、繰入金が財政調整基金繰入金等の増により１億8,758万2,000円（40％）の増、諸収入が庁舎設備等機能強化事業に伴う二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の皆減等により２億2,598万2,000円（28.9％）の減となっております。

　次に依存財源では、国庫支出金が非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金の皆減等により3,499万9,000円（0.8％）の減となっています。県支出金は防災体制強化事業の皆増等による沖縄振興特別推進交付金の増、介護訓練等給付費県負担金の増等により１億2,957万6,000円（5.7％）の増となっています。地方債は北丘小学校体育館整備事業債の増等により7,460万円（19.1％）の増となっています。

　続いて、歳出の決算概要について説明いたします。

　歳出の各経費別の決算は、義務的経費で対前年度比６億3,617万4,000円（6.9％）の増となっています。項目別では、人件費が職員や会計年度任用職員の増等により１億8,742万円（8.1％）の増、扶助費が非課税世帯等に対する臨時特別給付金の皆減はあるものの、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の増等により４億7,901万円（8.1％）の増となっています。

　次に投資的経費は、普通建設事業において町道10号線道路改良事業や津嘉山公園整備事業の減はあるものの、北丘小学校体育館等整備事業の増等により1,991万8,000円（３％）の増となっています。

　また、その他の経費については全体で５億7,041万6,000円（7.7％）の減となっており、物件費が新型コロナウイルスワクチン接種委託料の減や浸水被害軽減対策基本設計業務委託料の皆減等により１億310万4,000円（4.5％）の減、維持補修費が公共施設等の修繕料の増及び河川の緊急浚渫推進工事の増等により7,844万2,000円（61.4％）の増となっています。また、積立金は財政調整基金積立金やふるさと寄附金の減等により７億4,656万5,000円（62.1％）の減、繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金の増等により２億6,288万8,000円（17.5％）の増となっています。

　令和５年度は、第三次財政健全化計画期間終了後、初めての決算ではありますが、計画期間同様業務改善や歳出削減を意識しつつ事業を実施してまいりました。一方、新型コロナウイルス感染症対策が落ち着いてきた中、物価高騰による町民や事業者への負担は大きく、物価高騰に対応するため様々な支援を中心に各種事業に取り組みました。今後も新たに生じる財政需要と社会情勢の変化に柔軟に対応し、将来にわたって持続可能な財政運営に努めてまいります。

　以上で令和５年度南風原町一般会計歳入歳出決算の概要とします。

　次のページ以降に別紙で一般会計歳入決算状況、町税決算状況、一般会計歳出決算状況（性質別）の表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。また決算調書資料については、後ほど各部ごとに説明しますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　次に代表監査委員より、令和５年度南風原町歳入歳出決算審査意見書及び令和５年度南風原町下水道事業会計決算審査意見書について、概要の説明を求めます。代表監査委員。

**○代表監査委員　翁長朝常君**　おはようございます。それでは意見書のほうをお話ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

　それでは、お手元にある南風原町歳入歳出決算意見書のほうの１ページのほうをお開きください。南風原町一般会計・特別会計決算審査意見書。審査について。１．審査の対象　（１）令和５年度南風原町一般会計歳入歳出決算　（２）令和５年度南風原町特別会計歳入歳出決算　国民健康保険・土地区画整理事業・後期高齢者医療　（３）令和５年度南風原町各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書　２．審査の期間　令和６年７月３日から８月22日まで審査を行った。３．審査の方法　この決算の審査に当たっては、決算書、関係帳票及び証拠書類等に基づき、さらに必要書類の提出を求めるとともに関係者の説明を聴取し、既に実施した監査等の結果も参考にして、南風原町監査基準に準拠し、次の諸点に主眼を置いて実施した。（１）決算書の計数は正確であるか。（２）収入済額は収入受入書と支出済額は証憑書類と符合しているか。（３）調定の時期は適正になされているか。（４）予算の流用、予備費の充用は適正になされているか。（５）予算の執行はその目的に沿って適正になされているか。（６）会計年度及び会計間の独立の原則は守られているか。（７）財産管理は適正になされているか。（８）財政運営は健全かつ効率的になされているか。

　２ページのほうをお願いいたします。審査の結果　１．令和５年度一般会計及び特別会計決算、その他関係書類は、審査した限りにおいて法令に適合し、かつ正確であると認められた。２．各会計の歳入歳出の執行、収入支出の事務処理及び財産の管理については、おおむね適正になされていると認められた。決算の概要　１．各会計の総括は別紙のほうを参照ください。令和５年度の各会計決算の総括は、次表のとおりであります。後でお目通しをお願いいたします。歳入決算額238億2,406万9,000円、歳出決算額230億9,412万5,000円で、歳入歳出差引額７億2,994万4,000円となり、前年度を１億6,133万6,000円上回る額である。翌年度に繰り越すべき財源は３億3,761万7,000円で、実質収支額３億9,232万6,000円の黒字となっている。歳入決算額は、調定額に対し収入率97.6％で238億2,406万9,000円が収入済額となっている。また歳出決算額は、予算現額に対して執行率93.5％で230億9,412万5,000円が支出済額であり、翌年度への繰越額は８億8,404万7,000円、不用額は７億2,052万7,000円となっている。

　３ページから９ページまでは一般会計・特別会計の内容となりますので省略したいと思います。

　引き続き10ページのほうをお開きください。審査意見　令和５年度の一般会計及び特別会計予算に計上された各事務事業は、総じて順調な成果を収めているものと認められた。今後とも次の点に留意し、なお一層、適正な事務処理を行い、業務の適正かつ効率的執行に努められるよう望むものである。

　１．予算の執行について　（１）調定について　出納整理期間中に一般会計において215件（対前年度６件減）、特別会計において15件（対前年度３件減）の調定行為がなされている。大部分が国、県からの交付金等の確定通知の遅れ及び歳入側からの通知の遅れによるものであるが、依然として一部には調定の遅延等によるものが見受けられた。調定は、歳入を徴収しようとする場合において、その内容を調査して収入金額を決定する内部的意志決定行為である。今後とも調定の手続に当たっては規則の定めに則って、時機を失しないよう適切な事務処理に努められたい。

　（２）収入未済額について　収入未済額は、一般会計が４億7,143万1,000円で、前年度と比較して１億585万6,000円の増、特別会計が１億829万8,000円で、前年度と比較して3,008万2,000円の増となっている。なお、国、県からの交付金等以外の収入未済額は次表のとおりである。関係部署で法的措置など、各種の努力がなされ高く評価する。一方、収入未済額は依然として多額である。物価高騰等の影響により徴収業務の環境は、厳しい状況にあると思われるが、納税者の負担の公平と財源確保の観点から収入未済の実態把握に努め、督促や滞納処分等、それぞれに応じた適切な債権管理を行い、引き続き収入未済額の解消と新たな発生防止についても取組を強化されたい。

　11ページの（３）（４）（５）のほうについては割愛しますので後でお目通しください。

　次12ページの（６）のほうも割愛しますので後でお目通しください。

　（７）の税収等の徴収強化について　（ア）町税の収納状況の徴収率について、最近５か年間を比較してみると、令和元年度99.4％、令和２年度99.4％、令和３年度99.5％、令和４年度99.5％と推移しており、令和５年度も99.5％で前年度と同じ徴収率となっている。町税の徴収率は、平成16年度91.2％が対前年度比で0.4ポイント減少した後、19年続けて減少はない。徴収体制の強化が顕著に表れている。この間の町税の推移を見ると、現年度分の徴収率が平成24年度以降、99％以上の高水準を維持しており、不納欠損処理があるものの絶え間なく徴収強化に努めている成果である。滞納者に対しては、十分なる実態調査を行うとともに、地方税法に定めのある滞納者の財産差押え等を含め債権の管理及び滞納処分等、引き続き徴収強化に努められたい。次に、国民健康保険税の出納状況も厳しい状況にあるが、最近５か年の現年度課税分の出納状況を比較してみると、令和元年度95.9％、令和２年度96.8％、令和３年度は96.6％、令和４年度99.1％と推移しており、令和５年度は96.7％で前年度比0.6ポイント増となっている。また滞納繰越分を含めた令和５年度徴収率は91.4％で、前年度比0.4ポイント増となっている。県内の他市町村もかなり厳しい状況ではあるが、なお一層、調査、研究、工夫、関係部署間との連携強化等を実践し、現在の高水準を維持しながら効率的な徴収事務に努められたい。

　次、（イ）学校給食費現年度分の出納率は、平成20年度以降95％以上を維持しており、令和５年度は99.3％で前年度比0.8％増となっている。また給食費の収入済額２億7,813万2,000円に対し、給食賄費は２億8,012万4,000円となっている。次に13ページです。学校給食費と給食賄費は、次表のとおりである。学校給食調定額は、年々増加する児童・生徒数等により増加傾向となっている。また物価高騰等で給食賄費もさらに増加が予想される。給食費の適正価格を近隣市町村や同規模町村とも比較し、調査検討に努められたい。令和５年度の滞納繰越分は、収入済額が301万8,000円で対前年度比30万5,000円の減となっている。今後とも継続して徴収強化に努められたい。一方、学校給食費の不納欠損処理を行っているが、収入未済額の累計は依然多額（令和５年度で1,652万9,000円）であり、学校給食費負担の公平、公正を欠いているといえる。滞納処分等関係法令を十分に調査・研究し、滞納者個々の実態把握、債権の適切な管理及び処分に努められたい。

　続きまして、14ページは割愛しますので、後でお目通しをお願いいたします。

　15ページのほう、財政運営について。（１）実質収支比率　本年度の実質収支比率は4.3％で前年度3.1％から前年度比較1.2ポイント高くなっている。今後も適度の収支額の確保に努めることが望まれる。

　（２）財政力指数　本年度の財政力指数は、0.618で前年度0.628より0.01ポイント低くなっている。今後とも自主財源の確保に一層努められるよう望むものである。

　（３）経常収支比率　本年度は、87.1％で前年度83.0％より4.1ポイント高くなっており、今後とも財政の硬直化防止と弾力性の確保に努めることが求められる。

　（４）公債費負担比率　本年度の公債費負担比率は11.5％となり、前年度12.5％より１ポイント低くなっている。このほか特別会計において、国民健康保険３万円の公債費がある。

　続きまして16ページです。なお、債務負担行為で翌年度以降の支出予定額は３億1,270万5,000円となっている。内容は、次表のとおりである。ご確認お願いいたします。

　今後は、町民の多様な行政需要に対応し事務事業を推進するには、必然的に地方債に依存することとなるため、公債費の動向には特に留意して健全財政に努めることが望まれる。

　以上、基本的要素となる観点から財政運営について検討を試みた。上記実質収支比率にも見られるように、令和５年度の実質収支比率は4.3％で、前年度3.1％と比較して1.2ポイント増となっている。実質収支比率は高いほどよいというわけではないことから、今後とも適度の収支額の確保に努められたい。一般会計性質別経費の状況（別表８）を見ると義務的経費は増加しており、扶助費の前年度比8.1％の伸び率が主な要因と挙げられる。投資的経費では、普通建設事業が1,991万8,000円の増となり、前年度比3.0％の増となった。また地方債現在高の状況は188億4,015万3,000円であり、そのうち一般会計等繰入見込額が136億5,535万3,000円で、基金残34億5,936万5,000円を差し引いた残高は、101億9,598万8,000円を超える状況となっている。今後とも経常収支比率、公債費負担比率等に留意し、健全財政の保持に努められるよう望むものである。地方債は、次表のとおりであります。

　厳しい財政状況のなかで、積極的に行政需要に対処して財政運営がなされたことは評価されるところである。本町の財政が厳しい状況下にあることを踏まえ、人件費、扶助費及び公債費等の義務的経費の動向を特に注視し、財政基盤の強化に努めること。また事務事業の執行の際には、「選択と集中」や「スクラップ＆ビルド」等を図り、財源の確保に一層努め健全な財政運営を推進し、今後とも最小の経費で最大の効果を上げるという行財政運営の基本原則により、様々な取り組みを通して、より一層確かな事業管理及び適切な事務処理に努められたい。

　18ページのほうをお願いします。なお次のことに適切な措置を取られることを要望する。（１）事務処理等について。これはこども課、教育総務課、生涯学習文化課、全部署を対象ということで、事務処理については子育て支援交付金の補助金交付申請漏れ及び２件の事故繰越があった。適切な事務処理を図るために管理職員等においては法令等を遵守した適正な事務処理執行に向け、職員が担う業務の進捗管理や情報の共有等日常のチェック業務を徹底されたい。また複数職員による業務のチェック体制の強化や事務指導体制の充実に努められたい。全庁的な取組として、職員一丸の体制で事務処理等のミスを防ぐことを要望する。（２）と（３）のほうは後でお目通しをお願いします。

　19ページのほうのむすびのほうに行きたいと思います。財政は、総じて健全に運営されていた。一般会計及び特別会計を総括した実質収支額が、３億9,232万6,000円（前年度は２億9,352万2,000円で9,880万3,000円の増）の黒字決算をもって翌年度に引き継いだ。

　ただし、国民健康保険特別会計においては収支の均衡が得られず、令和元年度までの累積赤字は解消されたものの、今後も単年度赤字の発生が予想される。社会の高齢化が進むなかで、本町の国民健康保険加入者の一人当たりの医療費は年額38万7,000円（前年度37万円）と増となっており、依然として高い状況にある。この10年間の推移をみると、平成26年度は年額31万円であり、10年間で７万6,000円増加している。この医療費に対する抑制策は喫緊の課題であり抜本的解決が急がれるが、保健福祉課及び国保年金課が連携し、国保データベースを活用した南風原町保健事業実施計画等の取組があり、同事業を含む町民への健康づくりに関する諸施策を実践していただくことで、中・長期的に町民の医療費が削減されるよう今後とも取り組まれたい。

　さて、令和５年度はハード面において土地区画整理事業、津嘉山中央線街路事業、町道10号線、道路改良事業、津嘉山公園整備事業があり、ソフト面においては保育所運営事業、臨時福祉給付事業、介護給付・訓練等給付事業、地域生活支援事業等がある。教育面では、小学校照明ＬＥＤ化事業、北丘小学校体育館整備事業、学校給食費における物価高騰対応事業等、町民生活に密着した幾多の施策が推進され成果を収めたことは評価されるところである。

　令和５年度一般会計決算において、自主財源では、財産収入が対前年度比２億2,598万1,000円減（伸び率△28.9％）、寄附金が対前年度比１億1,336万1,000円減（伸び率△20.8％）となっているが、繰入金が対前年度比１億8,758万2,000円の増（伸び率40％）、繰越金が対前年度比１億1,588万6,000円の増（伸び率31.8％）となり、自主財源は対前年度比6,759万8,000円の増（伸び率1.0％）、自主財源比率が対前年度比0.2ポイント減となっている。次に依存財源は、国庫支出金が前年度比3,499万8,000円の減（伸び率△0.8％）、地方特例交付金が対前年度比125万1,000円の減（伸び率△3.4％）となっているが、県支出額が対前年度比１億2,957万5,000円の増（伸び率5.7％）、町債が対前年度比7,460万円の増（伸び率19.1％）となり、依存財源は対前年度比２億784万7,000円の増（伸び率1.9％）、依存財源比率は対前年度比0.2ポイント増となっている。

　南風原町は、「福祉のまち」「子育てしやすいまち」として認知されている。一方、現実は厳しい財政運営となっていることから、財源の確保に努め町民への福祉サービスの向上を図るように取り組まれたい。

　以上のように、厳しい財政状況が続く中、「南風原町まちづくり基本条例」の基本理念及び基本原則を意識したまちづくりと「南風原町第五次総合計画」の長期展望のまちづくり、行政改革の進捗と主要施策の成果等に鑑み、安定した財源の確保及び新たな財源の創出に努め、限られた財源のなかで引き続き歳出の効率化・重点化を図り、健全な財政運営と行政改革を認識し、町政の更なる進展と町民福祉の向上増進に寄与されるよう、一層のご尽力を望むものである。

　続きまして南風原町下水道事業会計決算審査意見書のほうをお開きください。南風原町下水道事業会計決算審査意見　１．審査の対象　令和５年度南風原町下水道事業会計決算　２．審査の期間　令和５年６月11日から同年７月29日まで　３．審査の方法、審査は決算及び決算附属書類が地方公営企業法その他の関係法令等に基づいて作成されているか、これらの書類が当年度下水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、計数は正確であるかについて決算書、附属書類、関係諸帳簿及び証拠書類との照合を行い、関係職員から説明を聴取し実施した。また経済性の発揮及び公共性の福祉を増進する観点からも審査を実施した。４．審査の結果　決算審査に付された決算書及びその他の関係書類は、審査した限りにおいて関係法令に適合しかつ正確であると認められた。決算の概要及び意見は、次のとおりである。①からは省略しますのでお目通しください。

　次に11ページのほうをお開きください。11ページの⑦のまとめです。（１）総合意見　町長から審査に付された決算、その他の関係書類は、前記事項のとおり審査した限りにおいて事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められる。

　次は割愛しますので12ページのほうをお願いいたします。むすびです。本町の下水道整備状況は、行政人口に対する公共下水道の普及率が71.8％で、令和４年度末の全国平均81.0％に比較し低い水準となっている。昭和54年の事業開始から40年以上が経過し、今後下水道施設の老朽化が見込まれ、更新に向け財源が必要となる。また令和５年度より本部、喜屋武、照屋３地区の下水道整備が始まり、さらなる財源確保が課題となっていく。下水道普及率と下水道接続率の向上、徴収業務委託先の南部水道企業団との事務連携を密にし、未納者の実態把握及び徴収強化に努められたい。損益計算書では、当期純利益が5,033万2,000円となっているが、他会計からの補助金として１億4,014万5,000円が繰入れられていることから、実質的には不足額が生じている。営業収入である下水道使用料は、前年度に比べ886万2,000円（4.6％）の増となっているが、今後も厳しい状況が続くと懸念される。安定的な下水道事業運営を持続するためには料金の見直しを検討し、下水道事業経営戦略による効率的な事業運営等に努められたい。以上ご報告を終わります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ただいま代表監査委員の説明が終わりましたので質疑に入ります。なお、代表監査委員に対する質疑は、監査委員から提出された意見書内にとどめるようお願いします。

　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは２点質疑させていただきます。質疑の前に、監査の処理ですね、また意見等をつけていただきましてありがとうございます。決算監査に向かうに当たっても、非常に私たちにとっても重要な視点が盛り込まれているものだというふうに考えています。

　それではまず１点目に、６ページのほうの国保特会ですけれども、ここでは最後の下から２行目に書いてあるとおり一般会計の繰入れによって黒字になっておりますという評価があります。これはこれまでも同様の課題があるわけですけれども、それに加えて19ページのむすびのところでは、赤字か黒字かの評価ではなくて、やっぱり南風原町にとって必要なのは医療費の削減であるというふうに指摘をされています。これは本当に私も同じように感じるところで、赤字か黒字かだけで急激な保険料の値上げをやるのではなくて、やはりまず根本的な町民の健康、そういったのを守って行くべきだというふうに感じるわけですけれども、そのように読み取っていいのかどうか、お答えいただきたいと思います。

　もう１点目は、12ページのほうの（６）繰越明許についてであります。繰越明許も例年どうしても出てしまう状況にありますけれども、今回事故繰りが発生をしているということで、この中ではやはり国の補助金交付等やむを得ない事情等々による、そういった理由もありますけれども、やはりどういう事情があるにせよ努力は続けるべきだというふうに読み取れるわけですが、そのような理解でいいのかどうか。その２点についてお伺いしたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　代表監査委員。

**○代表監査委員　翁長朝常君**　照屋議員、ご質疑ありがとうございました。最初の国保特会の実質収支の件と、やっぱり基本的な南風原町民の健康ということで、私はまさしくそう感じております。いろいろな理由があって国保特会の繰入れがあるんですけれども、いろんな諸事情があることもお聞きしたんですけど、それは南風原町の要因もありますけれども、やはり南風原町も町民が健康であることで医療費を抑制していかないと根本的な解決になりませんので、照屋議員がおっしゃったようにその辺を意識しながら啓蒙活動、啓発活動をしていかれたほうがいいんじゃないかと思います。

　あともう１点、繰越明許のほうなんですけれども、今回事故繰りが２件あったということで、今般いろいろ人手不足だとか物価高騰、いろいろな諸要因があって予算の執行が遅れがちだということで、今回事故繰りの２件の件も、去年から繰り越して大丈夫かなという不安はあったんですけれども、やはり人手不足とかそういう問題で事故繰りになってしまったということで、今後もその辺の諸事情を十分理解して予算の執行を早め早めの対応を執行部のほうにはお願いしたいと思います。照屋議員のおっしゃる考え方で間違いないと思います。以上、ありがとうございました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。翁長代表監査委員、本日はありがとうございました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時46分）

再開（午前10時57分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　これから各部長の詳細の説明方法について申し述べます。まず説明方法は、例年と同様決算調書資料を用いて説明をし、歳入については、節ごとに予算現額調定額が100万円以上の増減の差額がある節の差額理由、不納欠損額の主な処分理由、また収入未済額の原因となった主な理由についてであります。歳出については、節において不用額100万円以上、100万円未満であっても執行率が低い未執行などを生じた主な理由を決算調書資料で説明します。決算調書資料で説明が不十分な箇所があれば決算書を用いて説明し、決算書の朗読説明は省略させていただきます。それでは各部長より所管に係る説明を求めます。総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは総務部の説明に入る前に、説明資料として主にこの令和５年度決算調書資料、そして不用額を説明する際に令和５年度南風原町一般会計、特別会計歳入歳出決算書、この２つの書類を用いて説明しますので、ご準備をお願いいたします。それでは総務部各課に係る令和５年度南風原町一般会計歳入歳出決算状況について、決算書及び決算調書により説明いたします。

　総務課の決算状況から説明します。決算調書、総務課１ページをお願いいたします。収入未済額調べについて説明します。20款５項７目１節．雑入１件、調定額７万8,770円、収入未済額７万8,770円で、令和２年度の会計年度任用職員報酬の過払い分の給与返戻金７万8,770円となります。

　次に６ページ、物品等購入契約調べ１をお願いいたします。９款１項２目17節．軽乗用車及び７ページをお願いいたします。７ページの乗用車の購入。続きまして10ページをお願いいたします。10ページの委託契約の状況調べ。ナンバー10の個人情報保護制度に係る法移行支援業務委託料の契約は、この３件の契約は令和４年度から繰り越して実施した契約となります。

　27ページをお願いいたします。歳入歳出決算における歳入の予算現額と調定額の差額調べをお願いいたします。15款２項１目９節．市町村特定処理支援事業補助金は不発弾処理の実績によるものです。20款５項７目１節．雑入は災害時避難所運営のために要した費用について、災害時対応費用保険の給付等によるものです。

　28ページをお願いいたします。歳出の不用額について説明します。２款１項１目２節．給料から10款６項２目４節．共済費は実績によるものです。

　続きまして未執行予算について説明しますので、決算書69ページをお願いします。69ページの２款１項10目３節．職員手当等は不発弾処理に係る時間外勤務がなかったことによるものです。

　79ページをお願いいたします。２款４項２目７節．報償費は選挙がなかったことによるものです。

　次に企画財政課の決算状況について説明いたします。決算調書企画財政課８ページをお願いいたします。８ページのナンバー１の南風原町ふるさと納税推進事業一括代行業務は、令和４年度から繰越して実施した委託契約となります。

　11ページ、歳入歳出決算における歳入の予算額と調定額の差額調べをお願いいたします。100万円以上の差額について、２款２項１目１節．自動車重量譲与税から10款１項１目１節．地方交付税は、交付決定通知が最終補正予算に間に合わなかったことによるものです。14款２項６目23節．新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から17款１項12目１節．ふるさと寄附金は年度末まで事業が行われたことで、最終補正予算での対応ができなかったことによるものです。また21款．町債は、実績及び繰越事業によるものとなります。

　13ページをお願いいたします。歳入歳出決算における歳出の不用額については、２款１項６目24節．積立金から13節．使用料及び賃借料は、ふるさと寄附金実績によるものです。なお、未執行予算はありません。

　次に住民環境課の決算状況について説明いたします。住民環境課の調書８ページをお願いします。100万円以上の差額について、20款５項６目１節．塵芥処理収入は実績によるものです。

　９ページをお願いいたします。２款３項１目１節．報酬及び４款２項１目12節．委託料については、実績によるものとなります。なお未執行予算はありません。

　次に税務課の決算状況について説明します。決算調書、税務課１ページをお願いいたします。収入未済額調べについて説明いたします。町税は調定額合計46億8,616万4,364円、収入済額合計46億6,101万7,738円、収入未済額合計は56件、2,509万9,685円で、前年度と比較して件数で２件減、67万8,291円2.8ポイントの増となります。なお、町税の徴収実績は、現年度分徴収率99.8％、滞納繰越分38.8％、町全体の徴収率は99.5％となり、令和５年度の県内市町村税徴収実績も４年連続で県内１位となりました。また99％を超える徴収率は本町のみとなります。

　２ページをお願いいたします。不納欠損処分調べをお願いいたします。不納欠損額は、46件、119万2,319円となります。前年度と比較して件数20件、52万1,355円の増となります。

　９ページをお願いいたします。100万円以上の差額について説明いたします。町税の１款１項１目．個人と２目．法人及び２項１目固定資産税の現年度課税分は、予算の最終補正予算で直近の調定額に補正しましたが、その後、さらに調定が伸びたことによるものです。また１項１目．個人と２項１目．固定資産税滞納繰越分については、調定額に徴収見込み率を乗じて予算計上したことによる差額となります。15款３項１目１節．徴税費委託金は実績によるものとなります。

　決算書75ページをお願いいたします。11節の役務費の決算額に令和４年度から繰越して実施した航空写真撮影データインストール手数料、繰越額23万1,000円を含んでいます。歳出の100万円以上の不用額及び未執行予算についてはありません。以上が総務部に係る令和５年度一般会計予算の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　上間　諭君**　それでは民生部の決算概要説明の前に、代表監査委員からありました令和５年度歳入歳出決算審査意見書にてご指摘を受けました件について、ご報告とおわびを申し上げます。

　それでは決算書40、41ページをお願いいたします。15款２項２目４節．児童福祉費補助金２億2,572万9,000円となっております。本来ならばこの金額に学童クラブを整備した子育て支援交付金事業の学童クラブ施設整備事業費1,322万4,000円の３分の１に当たる440万8,000円が補助金として歳入されるべきでございましたが、県補助金の交付申請漏れにより歳入欠陥が発生をしております。このような事案が発生してしまったことに対しおわび申し上げます。今回のご指摘を真摯に受け止め、事務体制を見直し再発防止に取り組んでまいります。

　それでは民生部各課に係る令和５年度歳入歳出決算の状況についてご説明をいたします。

　まず初めに、こども課に係る決算状況についてでございます。決算調書、こども課の１ページをお願いいたします。収入未済額について説明いたします。12款．保育料及び主食費・副食費は57件、514万3,680円、収納率97.84％で対前年度比0.63％の減となっております。13款．幼稚園保育料滞納繰越分は２件、７万6,800円となっております。預かり保育料は21件、32万7,600円、収納率70.4％、対前年度比で15.61％の減となっております。滞納の理由としましては、経済的理由が主であります。引き続き収納対策を強化し、収入未済額の縮減に努めてまいります。

　次に71ページをお願いいたします。歳入歳出決算における歳入の予算現額と調定額に100万円以上の差額調べをお願いいたします。保育料及び主食費、現年分の差額1,443万660円は、実績額が予算額を下回ったためであります。保育料及び主食費、滞納繰越分の差額△184万5,090円は、実績額が予算額を上回ったためであります。保育所運営費負担金の差額2,845万8,235円は、実績額が予算額を上回ったためであります。次に児童手当国庫負担金の差額191万1,000円は、実績額が予算額を下回ったためであります。児童福祉費補助金の差額227万8,000円は実績報告が４月のため、最終補正に間に合わないことによるものです。

　それでは72ページをお願いいたします。子育て世帯生活支援給付金事業、ひとり親世帯以外事業費補助金の差額△342万6,000円は、実績額が予算額を上回ったためであります。子育て世帯生活支援給付金事業、ひとり親世帯以外事業費補助金の差額360万円は、実績額が予算額を下回ったためであります。保育所運営費負担金の差額1,233万8,834円は、実績額が予算額を上回ったためであります。

　続いて73ページをお願いいたします。児童福祉費補助金の差額2,299万8,000円は、実績報告が３月から４月のため、最終補正に間に合わないことによるものです。保育所運営費補助金、負担金は子ども医療費補助金は実績額が予算額を下回ったためであります。

　次に74ページから78ページまでの歳入歳出決算における歳出の不用額調べにつきましては、それぞれ個別の事業において実績報告が４月のため、最終補正に間に合わず、実績による差額が生じたことが主な要因となっております。

　こども課におきましての未執行予算はございません。

　それでは次に、国保年金課に係る決算状況についてご説明をいたします。決算調書の国保年金課１ページをお願いいたします。収入未済額調べは２件ございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、未済額265万6,082円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策確保事業補助金は未済額50万円、これは令和６年度へ繰越しをしております。

　次に12ページをお願いいたします。歳入歳出決算における歳入の予算現額と調定額に100万円以上の差額調べをお願いいたします。新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び接種対策確保事業補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種計画が不確定な部分があり予算の見込みが把握できないことによるものです。母子保健補助金は、出産子育て応援交付金の計画が不確定な部分があり、予算の見込みが把握できないことによるものでございます。

　それでは13、14ページの歳入歳出決算における歳出の不用額調べにつきましては、会計年度任用職員の保健師の採用ができない期間にあったことや、それぞれの請求や実績の確定が最終補正に間に合わないことによるものが主な要因でございます。

　次に、未執行予算についてご説明いたします。３件ございます。まず１件目、決算書の89ページをお願いいたします。３款１項５目13節．使用料及び賃借料2,000円は、有料駐車場使用のため計上しておりましたが、使用しなかったことによるものでございます。

　次に100ページと101ページをお願いいたします。４款１項２目７節．報償費4,290万1,000円は、新型コロナワクチン接種に係る集団接種を実施しなかったことによるものです。同じく17節．備品購入費100万円は備品購入がなかったことによるものでございます。

　それでは次に、保健福祉課に係る決算状況についてご説明をいたします。保健福祉課の決算調書１ページをお願いいたします。収入未済額調べについては、食の自立支援サービス事業、過年度分が１件４万5,400円、介護予防ケアマネジメント費が２件8,760円でございました。

　次に15ページ、歳入歳出決算における歳入の予算現額と調定額の100万円以上の差額調べについてご説明いたします。心身障害者福祉費国庫負担金1,480万4,583円は、心身障害者福祉費県負担金4,583円、それと心身障害者福祉費県負担金779万9,906円の差額につきましては、実績額に基づく見込みにて補正予算を計上したことに、差額が生じたことによるものです。

　続いて16ページをお願いいたします。歳入歳出決算における歳出の不用額調べについては４件ございます。それぞれの事業が３月末までの実績に伴い支出があるため、補正を控えたことなどによるものであります。保健福祉課においては未執行予算はございません。

　続いて民生部の繰越明許についてご説明いたします。４件ございます。まず１件目はこども課の宮平保育所の改修事業であります。こども課の決算書10ページをお願いいたします。委託契約の状況調べ、繰越明許の宮平保育所改修工事設計管理委託業務。続いて12ページをお願いいたします。すみません。決算調書の10ページ、それと続いて12ページをお願いいたします。同じく工事請負契約調べ、繰越明許の宮平保育所の改修工事であります。これが１件目です。

　続いて２件目は国保年金課になります。これは決算書の96ページ、97ページをお願いいたします。２件目は国保年金課の出産子育て応援事業です。主な支出は４款１項１目18節．負担金補助及び交付金の中に出産子育ての応援給付金が含まれております。その他として事務費として10節．需用費、消耗品に含まれております。

　続いて３件目、４件目も国保年金課でございます。同じく決算調書の98ページから99ページをお願いします。決算書です。３件目、４件目は新型コロナウイルスワクチンの接種対策事業及び新型コロナウイルスワクチン接種対策確保事業オミクロンで、これは決算書の98ページから99ページになりまして、主な支出が４款１項２目12節．委託料の中に溶け込んでおります。それ以外には１節．報酬から４節．共済費、それから８節．旅費、10節．需用費、消耗品費、11節．役務費及び13節．使用料及び賃借料に含まれております。

　以上で民生部に係る令和５年度決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時22分）

再開（午前11時22分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。経済建設部長。

**○経済建設部長　山城　実君**　続きまして、経済建設部各課に係る令和５年度一般会計歳入歳出状況について説明いたします。

　まず、まちづくり振興課の決算状況から説明いたします。歳入で収入未済額、予算現額と調定額の増減額100万円以上の差はございません。歳出でも100万円以上の不用額もなく未執行予算はありませんでした。

　次に、都市整備課関係について説明いたします。決算調書資料、都市計画課１ページ、収入未済額について説明いたします。14款２項３目16節．交通安全施設等整備事業交付金１件についてですが、収入未済額1,053万4,400円は過年度収入として収入されております。続きまして15款２項５目６節．沖縄振興公共投資交付金２件についてですが、未収額7,928万1,600円のうち888万円は過年度収入として収入されており、残りの7,040万1,600円は明許繰越となっております。

　続きまして調定額の100万円以上について説明いたします。決算書の25ページで、決算調書都市計画整備課16ページについてですが、11款１項１目１節．交通安全対策特別交付金は３月12日に決定通知があり、３月補正に間に合わなかったことによるものです。

　次に、産業振興課の決算状況について説明いたします。歳入で収入未済額はございません。予算現額と調定額の100万円以上の差ですが、決算書43ページ、決算調書、産業振興課17ページ、15款２項４目65節．新規畑人支援事業補助金は、交付決定通知が最終補正予算になったことによるものです。歳出の100万円以上の不用額については、決算書111ページ、決算調書18ページをお開きください。農林水産業費６款１項３目18節．負担金、補助及び交付金552万7,982円は、事業実施が３月末までであり、最終補正に間に合わなかったことによるものです。

　次に、決算書115ページ、商工費７款１項１目18節．負担金、補助及び交付金807万円は実績報告が３月であり、最終補正に間に合わなかったことによるものです。

　次に、決算書117ページ、決算調書19ページ、７款１項２目12節．委託料228万6,660円についても実績報告が３月であり、最終補正に間に合わなかったことによるものです。なお、未執行予算は決算書115ページ、商工費７款１項１目８節．旅費で繰越明許費となっており、商品券事業の会計年度任用職員の通勤手当支出がなかったことによるものです。以上が経済建設部に係る令和５年度一般会計決算の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育部長。

**○教育部長　与那嶺秀勝君**　それでは教育部各課に係る令和５年度南風原町一般会計歳入歳出決算状況について決算調書、決算書を用いて説明いたします。

　教育総務課の決算状況から説明いたします。決算調書、教育総務課１ページをお願いします。前回監査の指摘事項に対する処理状況について。前回、監査の指摘事項で、学校給食調定額は年々増加する児童生徒数により増加傾向となっている。またガス・電気・食料費等の価格高騰等で給食賄い費もさらに増加が予想される。令和４年度の滞納繰越分は収入済額が対前年度より減となっている。今後とも継続して徴収強化に努められたい。一方、学校給食費の不納欠損処理を行っているが、収入未済額の累計は依然多額であり、学校給食費負担の公平公正を欠いていると言える。滞納処分等関係法令を十分に調査検討し、滞納者個々の実態把握、債権の適切な管理及び処分に努められたいと指摘がありました。処理状況としまして、これまでの滞納者との対話により、ほとんどの世帯が就学援助の申請漏れである状況を踏まえ、令和５年度は就学援助の推進を主に電話で行いました。また全ての滞納者へ文書催告及び電話催促を強化し、分割納付の促進及び児童手当窓口給付での納付促進を行いました。なお現年度分収納率が過去に比べ飛躍的に伸びているのは、コロナ交付金による５か月分免除の影響もありますが、コロナ交付金を除いても過去最高の徴収率98.97％を実現しているため、就学援助世帯を支援する効果が非常に大きかったと考えています。また令和３年度より南風原町学校給食費徴収条例を制定したことにより、今まで徴収困難であった行方不明者や貧困世帯等を減免することが可能となり、支払い能力のある滞納者へより集中して徴収業務に当たることが可能となりました。今後の学校給食費の徴収につきましては、滞納者との面談機会を増やし、滞納者個々の生活状況を把握した上で減免措置や徴収可能な滞納者を分類分けすることにより、滞納整理の強化を図ることが可能であると考えています。また本格的な債権回収については、法的手段を含めた対応を取るため研究してまいります。

　次に、決算調書２ページをお願いします。収入未済額調べについてです。20款５項３目．学校給食収入、１節．現年分が113件、197万5,188円の収入未済額、また２節．滞納繰越分は453件、1,455万3,926円の収入未済額となりました。

　次に、決算調書３ページをお願いします。不納欠損処分調べについて説明します。20款５項３目．学校給食収入、２節．滞納繰越分の不納欠損額の合計は169件、471万2,513円となります。

　次に決算調書29ページをお願いします。工事請負契約調べの繰越明許費について説明します。表下段の10款２項３目．北丘小学校プール施設工事（電気・機械）から調書32ページからの南星中学校２階相談室空調機新設工事までの11件の工事が令和４年度からの繰越事業で令和５年度完成となっています。

　次に決算調書35ページをお願いします。歳入の各目ごとの節において、予算現額と調定額の100万円以上の差額調べについて説明いたします。15款２項６目．教育費県補助金、６節．沖縄振興公共投資交付金は交付決定通知が３月末であったため、補正ができなかったことによるものです。次に20款５項３目．学校給食収入、１節．現年分は不登校及びインフルエンザ等に伴う欠席により、園児、児童生徒の給食費を減額したことによるものです。２節．滞納繰越分は、予算計上において収納率から令和４年度滞納繰越分を60％、令和３年度以前滞納繰越分を10％で見込んで計上を行っていることによるものです。

　次に、決算調書36ページをお願いします。歳出の各目ごとの節において100万円以上の不用額調べについて説明いたします。10款１項２目．事務局費、１節．報酬は会計年度任用職員が途中退職により採用ができなかったことによるものです。次に２目．事務局費、４節．共済費は、沖縄県市町村共済組合負担金の見込み誤りによるものです。

　次に、10款２項３目．学校建設費、12節．委託料及び14節．工事請負費は入札残によるものです。次に10款６項２目．共同調理場運営費、14節．共済費は、会計年度任用職員の採用が遅れたことによるものです。次に３目．学校給食賄い費、10節．需用費は給食費減免申請及びインフルエンザ等に伴う欠席による学校給食費の減額によるものです。なお未執行予算はありませんでした。

　次に学校教育課の決算状況について説明します。決算調書、学校教育課18ページをお願いします。委託契約の状況調べの繰越明許について説明します。10款２項１目．南風原町学校適正化計画委託業務が令和４年度からの繰越事業で令和５年度完了となっています。

　決算調書23ページは歳出になります。歳出の各目ごとの節において、100万円以上の不用額調べについて説明します。10款２項．小学校費、１目．学校管理費、10節．需用費は主に各小学校の光熱水費の残額によるものです。次に２項．小学校費、２目．教育振興費、13節．使用料及び賃借料は学校教育課及び各小学校の入札残及び執行残によるものです。次に２項．中学校費、１目．学校管理費、10節．需用費は主に各中学校の光熱水費の残額によるものです。次に４項．幼稚園費、１目．幼稚園費、２節．給料は主に会計年度任用職員の年度途中での退職及び採用ができなかったことによるものです。なお未執行予算はありませんでした。

　次に、生涯学習文化課の決算状況を説明します。決算調書、生涯学習文化課１ページをお願いします。収入未済額調べについて説明します。13款１項４目．教育使用料、６節．社会教育使用料が６件、２万5,200円の収入未済があります。なお、歳入歳出決算における歳入の予算現額と調定額の100万円以上の差額はありませんでした。

　次に、決算調書の19ページをお願いします。歳出の各目ごとの節において、100万円以上の不用額調べについて説明します。２款１項12目．地域づくり推進事業費、18節．負担金、補助及び交付金は国際交流事業入札残の実績報告が遅れ、補正に間に合わなかったことによるものです。

　次に未執行予算について説明します。決算書147ページをお願いします。10款５項４目．文化センター費、26節．公課費は公用車の車検予定で計上していましたが、公用車を抹消したため不用となりました。以上が令和５年度教育部に係る決算の概要説明です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　議会事務局長。

**○議会事務局長　新垣圭一君**　それでは議会事務局及び監査委員事務局における決算についてご説明いたします。

　決算書の60から61ページに議会費、80から81ページに監査委員費が記載されております。決算調書については、始めのほうにつづられております。令和５年度の議会事務局及び監査委員事務局の歳入の節における予算額と調定額の差が100万円以上、また歳出における100万円以上の不用額は、いずれも該当する項目はございませんでした。少額ですが、３件の未執行がありますのでご説明いたします。決算書61ページをお願いします。１款１項１目11節．役務費２万2,000円の未執行についてですが、こちらは議会だよりのほうを海外へ発送分の予算計上でありますが、こちらのほうコロナの影響で発送を中止しておりまして、再開する予定もあったんですけれども、今のところホームページ等の掲載も行っており、広報としましてもＳＮＳの活用とか議会としてもペーパーレス化のそういった観点のほうから今再開のほうをちょっと見合わせている状況で支出がございませんでした。

　同じく61ページの１款１項１目26節．公課費1,000円ですが、こちらは県外出張の際に宿泊費がかかる場合がありますので、それを見込んでの計上でしたが、支出はございませんでした。

　次に決算書81ページをお願いします。２款６項１目13節．使用料ですが、こちら高速道路の使用料の計上ですが、毎年研修のほうが中部地区で行っていたんですが、会場のほうが那覇市のほうに変更になって支出がなかったことによるものです。以上が議会事務局及び監査委員事務局の決算概要です。ご審議のほどよろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これで認定第１号の説明を終わります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時42分）

再開（午前11時42分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　経済建設部長より追加の発言があります。経済建設部長。

**○経済建設部長　山城　実君**　大変申し訳ありませんでした。経済建設部に係る明許繰越についての説明が抜けておりました。

　決算調書資料のまちづくり振興課２ページ、南風原町総合交通戦略策定業務と南風原南インターチェンジ周辺都市計画決定書作成支援業務が令和４年から令和５年への繰越事業となっております。完了しております。

　続きまして都市計画課に係る部分です。調書の４ページをお開きください。８款３項１目．河川監視カメラ整備に伴う資材価格調査委託業務と８款４項２目．（仮称）南風原町町民体育館ＰＦＩ導入可能性調査委託業務が令和４年から令和５年にかけての繰越事業となっております。

　同じく都市計画課に係る分で８ページです。８款３項１目．宮平川浚渫工事、同じく８款３項１目．宮平川河川監視カメラ工事が令和４年から令和５年にかけての繰越事業となっております。

　続きまして産業振興課についてです。まず決算調書８ページ、共同福祉施設運営事業と決算調書の12ページ、価格高騰生活者支援事業が令和４年から令和５年にかけて繰越しした事業となっております。以上となります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これで認定第１号の説明を終わります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時45分）

再開（午前11時47分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**日程第３．認定第２号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第３．認定第２号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　認定第２号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第３項の規定により別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。内容については担当者が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　上間　諭君**　それではご説明いたします。それでは認定第２号の４ページをご覧ください。令和５年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。国民健康保険の加入状況は、世帯数5,056世帯（前年度比1.4％の減）、被保険者数は8,611人（2.5％の減）で、本町の人口等に占める加入割合は、世帯数で30％、被保険者数は21.1％となっております。

　令和５年度の国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の状況は、国保特別会計の赤字解消のため一般会計から３億1,561万2,000円を繰り入れたことなどにより、歳入総額が45億6,032万9,290円で前年度比２億6,017万1,239円（6.1％）の増、歳出総額が45億3,545万3,917円で前年度比２億6,689万8,137円（6.3％）の増、歳入歳出差引額2,487万5,373円が生じ、令和６年度予算へ繰り越しました。

　歳入の主な内容は、国民健康保険税が７億4,782万1,147円で前年度比2,885万1,981円（４％）の増、県支出金が30億5,863万5,878円で前年度比7,114万6,587円（2.4％）の増、繰入金が７億870万2,908円で、前年度比１億7,037万3,174円（31.6％）の増、繰越金が3,160万2,271円で、前年度比1,316万1,628円（29.4％）の減となっています。

　歳出の主な内容は、保険給付費が29億358万2,602円で前年度比9,409万5,687円（3.3％）の増、国民健康保険事業費納付金が14億1,409万4,224円で、前年度比１億7,904万2,701円（14.5％）の増、保健事業費が4,893万2,240円で、前年度比193万36円（4.1％）の増、諸支出金が2,422万4,215円で、前年度比794万5,202円（24.7％）の減となっています。

　以上が、令和５年度南風原町国民健康保険特別会計決算の概要です。

　５ページは令和５年度と令和４年度の決算状況の対前年度比、６ページは年度ごとの国保税の収納状況、収入未済額調べ等でございます。お目通しをお願いいたします。

　それでは続けて、決算書と決算調書の説明を行います。初めに国民健康保険特別会計決算調書をお願いいたします。決算調書の１ページをお願いいたします。前回監査の指摘事項に対する処理状況については、２項目ありました。１つ目に保険給付費の抑制については、健康づくり班の保健師等を中心に特定健診、住民健診、がん検診等の受診率向上に努め、生活習慣病の早期発見、重症化予防を図り、町民への健康増進対策に引き続き努めてまいります。２つ目に前期高齢者財政調整制度に起因する赤字等については、引き続き県全体で国への財政支援要請を続けるように、県へ働きかけを続けてまいります。

　それでは次に２ページをお願いいたします。収入未済額調べについて説明をいたします。国民健康保険税における収入未済額は603件、6,853万2,811円となっております。収入未済となる滞納の主な理由としましては、生活困窮によるものでございます。諸収入における収入未済額は、一般被保険者第三者納付金が３件、未済額が178万4,877円、一般被保険者返納金が29件、未済額が104万5,321円、雑入で診療報酬返還等請求分が２件、未済額が162万9,279円となっております。

　続いて３ページをお願いいたします。不納欠損処分調べについてであります。地方税法第15条の７第４項や同法第18条による１款．国民健康保険税滞納繰越分は６つの合計が46件、185万4,978円の不納欠損処分を行いました。その理由としましては、生活困窮が23件、生活保護受給が12件、所在不明が７件、納税義務者死亡が４件であります。これらにつきましては徴収努力を続けてまいりましたが納付がなく、調査の結果、財産及び支払い能力がないなどの判断がされ、不納欠損処分といたしました。

　次に、地方自治法第236条第１項による12款．一般被保険者返納金等滞納繰越分は１件、１万549円の不納欠損処分を行いました。その理由としましては、生活困窮等が挙げられます。これらにつきましても徴収努力を続けてまいりましたが納付がなく、調査の結果、財産及び支払い能力がないなどの判断がされ不納欠損処分といたしました。

　次に11、12ページをお願いいたします。歳入歳出決算における歳入の予算現額と調定額に100万円以上の差額調べについてでございます。まず１款．国民健康保険税の６件につきましては、現年度分は10月末時点での調定額に対して、前々年度からの平均値の収納率で計上しているため差額が生じております。次に５款．県支出金につきましては、交付確定通知が３月末等の収受で最終補正に間に合わなかったため差額が生じております。

　次のページをお願いいたします。12款．諸収入については、一般被保険者返納金が実績の確定が最終補正に間に合わないためでございます。高額療養費貸付金収入については、貸付金実績額が貸付見込み額を下回ったため差額が生じております。

　次に13ページをお願いいたします。歳入歳出決算における歳出の不用額調べについては５件ございます。それぞれ請求額の決定が最終補正時点で見込めないことによるものでございます。

　それでは次に、未執行予算についてご説明いたします。１件ございます。それでは決算書の188、189ページをお願いいたします。１款２項２目13節．使用料及び賃借料の5,000円です。これは高速自動車道使用のため計上しておりましたが、使用しなかったことによるものでございます。

　以上で令和５年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これで認定第２号の説明を終わります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時59分）

再開（午前11時59分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**日程第４．認定第３号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第４．認定第３号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　認定第３号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第３項の規定により別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。内容については、担当者が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　上間　諭君**　それではご説明いたします。認定第３号の４ページをご覧ください。認定第３号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要でございます。後期高齢者医療保険につきましては、法令の定めにより保険料の算定は広域連合が行い、その徴収等は各市町村が行うことから、徴収した保険料を広域連合に納付するため、特別会計において処理することになっています。

　後期高齢者医療保険の加入状況は、被保険者数が3,604人、令和５年度の末時点で前年度比141人、4.1％の増となっています。

　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額が３億7,647万5,860円で前年度比1,880万6,884円（5.3％）の増、歳出総額が３億7,281万8,108円、前年度比1,649万1,966円（4.6％）の増となり、歳入歳出差引額365万7,752円が生じ、令和６年度予算へ繰り越しました。

　歳入の主な内容は、保険料が２億9,325万6,589円で前年度比1,148万7,400円（4.1％）の増となっています。

　歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金が３億5,790万9,243円で、前年度比1,252万6,326円、3.6％の増となっています。以上が、令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計の決算の概要でございます。

　５ページは令和５年度と令和４年度の決算状況の対前年度比、それから後期高齢者医療保険料収入未済額調べでございます。お目通しをお願いいたします。

　それでは、続けて決算書と決算調書等の説明を行います。それでは初めに後期高齢者医療特別会計決算調書の１ページをお願いいたします。収入未済額につきましては、現年度分普通徴収保険料で22件、94万8,247円、滞納繰越分で４件、45万3,922円、合計で26件、140万2,169円となっております。

　次に２ページをお願いいたします。生活困窮等により４件、６万3,007円の不納欠損処分を行いました。

　次に６ページをお願いいたします。歳入歳出決算における歳入の予算現額と調定額に100万円以上の差額調べでございます。１件ございます。１款１項２目１節．現年度分普通徴収保険料△332万1,386円は、10月末時点の調定額に対し、令和４年度収納率による収納見込み額で計上しているため差額が生じております。

　歳入歳出決算における歳出の不用額調べについてはございませんでした。

　次に、未執行予算について１件ございます。決算書の248、249ページをお願いいたします。４款１項１目22節．償還金利子及び割引料４万2,000円は、一時借入の必要がなかったためであります。

　以上で令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これで認定第３号の説明を終わります。

**日程第５．認定第４号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第５．認定第４号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　認定第４号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第３項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。内容については、担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　山城　実君**　認定第４号の３ページをお開きください。令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の概要です。概要状況は歳入総額が７億9,209万2,024円で、前年度より5,711万9,096円（7.8％）の増、歳出総額が７億6,024万6,458円で前年度より8,114万596円（11.9％）の増となり、歳入歳出差引額は3,184万5,566円の黒字となっております。

　歳入の主な内容は、前年度と比較して保留地処分金が２億6,644万6,133円で、２億2,659万9,374円（568.7％）の増、県支出金が１億1,929万2,000円で4,035万7,000円（25.3％）の減、繰入金が３億2,747万4,000円で4,020万3,000円（10.9％）の減、繰越金が5,586万7,066円で8,462万6,729円（60.2％）の減、使用料及び手数料が７万4,400円で900円（1.2％）の減、財産収入920円で1,368円（59.8％）の減、諸収入が823万7,505円で59万1,281円（6.7％）の減、町債が1,470万円で370万円（20.1％）の減となっております。

　歳出の主な内容は、前年度と比較して総務費が1,305万4,631円で30万6,372円（2.4％）増、土地区画整理事業費が２億9,578万2,462円で１億5,821万4,859円（34.8％）の減、基金積立金が２億7,429万3,807円で２億4,229万1,514円（757.1％）の増、公債費が１億7,711万5,558円で324万2,431円（1.8％）の減となっております。

　歳入増の主な理由は、県支出金、繰入金、繰越金等の減はあるものの、保留地処分金が増えたものによるものです。歳出増の主な理由は、土地区画整理事業費、公債費の減はあるものの総務費、基金積立金が増えたものによるものです。

　以上で南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の概況の報告といたします。

　続きまして決算調書を用いて説明いたします。決算調書の区画特会のほうで説明いたします。歳入の未済額についてはありません。歳入現額と調定額の増減100万円以上の差についてもございません。

　続きまして契約の状況についてです。区画特会の１ページ、津嘉山北土地区画整理調査設計委託業務４の１、津嘉山北出来高確認測量委託業務（４の３）、これが令和４年度から令和５年度に繰越しした２件の委託の案件となっております。

　続きまして同じく区画特会の７ページです。津嘉山北土地区画整理造成工事４の５、１件が令和４年から令和５年に繰越しした事業となっております。

　以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これで認定第４号の説明を終わります。

**日程第６．議案第40号　令和５年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第６．議案第40号　令和５年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第40号　令和５年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について　地方公営企業法第32条第２項の規定により、令和５年度南風原町下水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第４項の規定により、令和５年度南風原町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。内容については、担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　山城　実君**　議案第40号　令和５年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について概要を説明します。

　初めに、決算書の認定について説明いたします。別紙の下水道事業会計決算書５ページの損益計算書と25、26ページの収益費用明細書で説明いたします。

　25ページをお開きください。歳入について、下水道事業収益の営業収益２億4,022万2,216円、営業外収益３億3,751万5,393円、歳入合計５億7,773万7,609円となります。

　26ページをお開きください。歳出について、下水道事業用の営業費用４億8,991万4,105円、営業外費用3,749万540円、特別損失590円、歳出合計５億2,740万5,235円となりまして、差引後5,033万2,374円が５ページの損益計算書の下から４行目の当年度純利益となります。

　８ページをお開きください。８ページに貸借対照表を表示してありますので、お目通しをお願いいたします。

　続きまして、事業概要は決算附属書類の12ページから17ページに記載されているとおりです。お目通しをお願いします。

　18ページをお願いします。中ほどの表イの営業収益収納状況で、下水道使用料の収入率83.16％、未収額3,739万9,618円とありますが、下水道事業会計には出納整理期間がないことによるものです。

　次に表ウの過年度未収金収納状況で前年度からの下水道使用料繰越金3,514万1,828円のうち収入額3,506万8,529円で、徴収率は99.8％となっております。

　20ページ以降に100万円以上の重要契約や企業債等を記載していますので、お目通しをお願いいたします。

　続きまして、剰余金の処分の議案について説明いたします。先ほど説明しました５ページの純利益の処分についてです。７ページをお願いいたします。未処分利益剰余金１億610万9,151円のうち当年度純利益は5,033万2,374円で、議会の議決をいただきまして減債積立金へ積み立てるものです。5,577万6,777円は、減債積立金を取り崩し、資本金への組み入れを計上したものです。以上が令和５年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これで議案第40号の説明を終わります。

**日程第７．報告第９号　令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第７．報告第９号　令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてを議題とします。まず、提出者からの説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　報告第９号　令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について　地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第１項の規定により、令和５年度決算に基づく公営企業における資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて議会に報告いたします。内容については、担当者が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第９号　令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について説明いたします。

　２ページをお開きください。１の令和５年度決算に基づく健全化判断比率について報告します。①の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額の標準財政規模に対する比率を言います。一般会計等の実質収支は黒字であるため、実質赤字比率はなしとなります。②の連結実質赤字比率は、一般会計と全ての特別会計の実質収支額の合計額の標準財政規模に対する比率を言います。全会計合算した連結実質収支は黒字であるため、連結実質赤字比率はなしとなります。③の実質公債費比率は、公債費の標準財政規模に対する比率を言います。単年度数値の３年平均で9.1％となり、基準内数値以内となります。④の将来負担比率は、将来負担すべき町債残高や一般会計繰出金の充当が見込まれる下水道事業会計の企業債残高などの合計額の標準財政規模に対する比率を言います。令和５年度は26.1％となっており、基準内数値となります。

　続きまして２の令和５年度決算に基づく公営企業における資金不足比率について報告いたします。令和５年度の下水道事業会計に資金不足額はなく、資金不足比率はなしとなります。以上が令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についての報告となります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ただいまの報告について質疑がありましたら発言を許します。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第９号　令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率については、これをもって終わります。

**日程第８．報告第10号　令和５年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第８．報告第10号　令和５年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。まず、提出者から説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　報告第10号　令和５年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について　地方自治法第243条の３第２項の規定により、令和５年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算について別紙のとおり報告をいたします。

　南風原支社につきましては、令和５年度の事業実施がなかったことから事業記載はございません。またお手元に令和５年度事業報告及び決算報告書を配付しておりますので、お目通し願いたいと思います。

　以上、沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告といたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ただいまの報告について質疑がありましたら発言を許します。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第10号　令和５年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告については、これをもって終わります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会（午後０時25分）